

埼例規第89号・文

平成13年9月18日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察における県民コメント制度の運用に関する要綱の制定について（例規通達）

この度、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77条）第5条第1項の規定に基づき、埼玉県県民コメント制度を実施するに当たり、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成13年10月1日から実施することとしたから、適切な運用を図られたい。

別添

埼玉県警察における県民コメント制度の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第5条第1項の規定に基づき、各実施機関の合意により策定された埼玉県県民コメント制度（以下「県民コメント制度」という。）の埼玉県警察における運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、県民コメント制度とは、県の施策等立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く県民に公表し、これらについて提出された県民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する県の考え方を公表するこれら一連の手続をいう。

(対象)

第3条 埼玉県警察における県民コメント制度の対象は、次に掲げる施策等（以下「対象施策等」という。）とする。

- (1) 警察行政に係る基本的な構想、計画等の策定又は改定
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正に係る素案
- (3) その他警察本部長が必要と認めるもの

(案の公表)

第4条 対象施策等を主管する所属長（以下「主管所属長」という。）は、対象施策等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に対象施策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により対象施策等の案の公表を行うときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 対象施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 対象施策等の案の概要
- (3) 対象施策等の案に関連する次のもの

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は改定にあつては、上位の計画等の概要

ウ 対象施策等の案の実施により生ずると予測される影響の程度、範囲等

エ 対象施策等の案を立案するに際して整理した論点

オ その他必要な資料

(案の公表方法)

第5条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 総務部文書課に設置したけいさつ情報公開センターにおける閲覧及び配布
- (2) 埼玉県県政情報センター及び各埼玉県地域振興センター（事務所を含む。以下同じ。）
における閲覧及び配布
- (3) 埼玉県警察のホームページへの掲載
- (4) 報道機関への発表

2 主管所属長は、前項の規定によるほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用して公表するものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等による広報
- (3) その他主管所属長が必要と認める施設における閲覧及び配布

(意見の提出期間)

第6条 主管所属長は、公表した案に対する意見（以下「意見」という。）の提出期間として

1か月程度の期間を定め、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

(意見の提出方法)

第7条 主管所属長は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を指定し、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

2 意見を提出しようとする者は、意見を提出する際に、個人にあつては住所及び氏名、法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

(広聴会の開催)

第8条 主管所属長は、意見の収集のため必要があると認めるときは、広聴会を開催することができる。この場合、次の事項を対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

- (1) 広聴会の開催の日時及び場所
- (2) 広聴会において意見を提出することができる者の範囲

(3) その他広聴会の開催に必要な事項

2 広聴会において、書面による意見の提出の申出があった場合には、これを受け付けるものとする。

(意見の取扱い及び意思決定後の対象施策等の公表)

第9条 警察本部長は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

2 主管所属長は、意思決定後の対象施策等、提出された意見及びこれらに対する埼玉県警察の考え方並びに対象施策等の案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより、個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第5条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(庶務)

第10条 埼玉県警察における県民コメント制度の運用に関する庶務は、総務部文書課において処理する。

実施日

この例規通達は、平成13年10月1日から実施する。

実施日（平成21年4月1日文第80号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成27年5月26日文第218号）

この通達は、平成27年6月1日から実施する。

実施日（平成31年3月20日文第124号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。